マイナちゃん

平成27年10月5日 マイナンバー制度スタート

今年10月以降、住民票の住所地に あなたの「マイナンバー」をお知らせします※

※住民票の住所地にご自身のマイナンバーが記載された「通知カード」が送付されます。

登録はお早めに

やむを得ない理由により住民票の住所地で受け取ることが出来ない方※は居所情報登録申請書を

8月24日～9月25日（持参又は必着）

に住民票のある住所地の市区町村に持参又は郵送してください

Point

※申請が必要な方

東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難されている方

DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で住所地以外の居所に移動されている方

一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所されている方

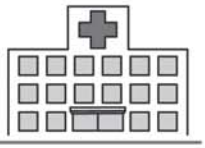

申請が認められた方は、登録された居所にあなたの「マイナンバー」をお知らせします。

申請書は、お近くの市区町村、総務省ホームページ
(http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)
などで入手又はダウンロード頂けます。

マイナンバーのお問合せは、
コールセンター[全国共通ナビダイヤル] 0570-20-0178（マイナンバー）
9:30～17:30（土日祝日 年末年始を除く）
もしくは、住民票の住所地の市区町村にお問合せください

総務省 Ministry of Internal Affairs and Communications

住民票の住所地以外の居所にお住まいのみなさまへ 申請をお願いします

居所情報登録の申請方法

「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」を入手し、
氏名、居所、やむを得ない理由などの情報を記入してください。

申請書は、お近くの市区町村、総務省ホームページ（http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/）、
相談機関等（配偶者暴力相談支援センター、警察署、法テラスなど）で入手又はダウンロード頂けます。

表面

裏面

Step 1 氏名、住民票の住所、居所の所在地、連絡先などを記入

Step 2 やむを得ない理由などの情報を記入

<提出書類>

☑ 申請書

<添付書類>

☑ 申請者の本人確認書類（運転免許証など）
☑ 居所に居住していることを証する書類（公共料金の領収書など）
☑ 代理人の代理権を証明する書類（委任状など）〔代理人が申請する場合〕
☑ 代理人の本人確認書類（運転免許証など）〔代理人が申請する場合〕

マイナちゃん

上記の書類を添付した申請書を
平成27年8月24日から9月25日までに（持参又は必着）
住民票のある市区町村に持参又は郵送してください。

※ 政令指定都市に住民票がある方は、区役所に持参又は郵送してください。

総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

会社を退職された方へ
国民年金の手続きはお済みですか？

国民年金の届出が必要です！

●20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務付けられています。会社を退職されたときは、厚生年金（または共済年金）から国民年金への変更の届出が必要です。
会社を退職された方に扶養されている配偶者の方も、国民年金への変更の届出が必要です。

【手続について】
奥尻町役場住民課国保年金係にて手続きしてください。

【手続に必要なもの】
年金手帳

【保険料額】
国民年金の保険料は、月額15,590円（平成27年度）です。

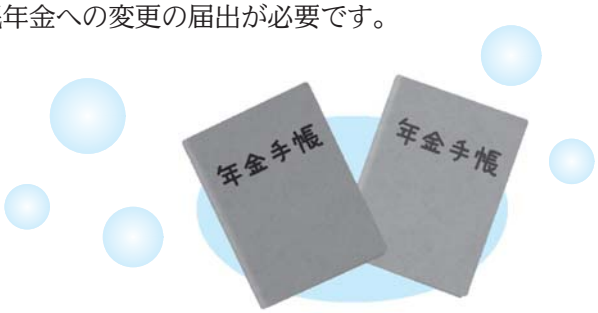

※退職と同時に会社員（または公務員）の配偶者に扶養される方は、配偶者の勤務している会社（または共済組合）への届出が必要です。

保険料の免除制度があります！

●保険料を納めることが困難な場合、全額または一部（４分の１免除、半額免除、４分の３免除）の保険料が免除になる制度があります。

メリット１
退職（失業）の場合は、退職された方の所得を除外して審査！
通常の免除申請は、申請者本人、配偶者および世帯主の所得が審査の対象になりますが、退職（失業）時の免除申請は、退職された方の所得が審査の対象から除かれます。

メリット２
保険料を一部納付したのと同じ！
全額免除になった期間の年金額の計算は、保険料を納めた場合と比較して、２分の１になります。

メリット３
万が一の際にも確かな保障！
病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金などの保障もあります。

【手続について】
「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、奥尻町役場住民課国保年金係または年金事務所へ提出してください。
申請が遅れても最大２年１ヵ月前までの免除申請をすることができますが、申請が遅れると**万一の際に障害年金などを受け取れない場合**や退職（失業）時の免除審査の特例（退職された方の所得を除外して審査）が受けられない場合がありますので、**すみやかに申請してください。**

【手続に必要なもの】
①国民年金保険料免除・納付猶予申請書（申請書は手続き先の窓口にあります）
②年金手帳
③雇用保険受給資格者証の写しや雇用保険被保険者資格喪失確認通知書など、失業していることを確認できる公的機関の照明の写し

児童手当について

1．支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の３月31日まで）の児童を養育している方

2．支 給 額

児童の年齢	児童手当の額（一人当たり月額）
３ 歳 未 満	一律15,000円
３ 歳 以 上 小学校修了前	10,000円 （第３子以降は15,000円）
中 学 校	一律10,000円

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

※「第３子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の３月31日まで）の養育している児童のうち、３番目以降をいいます。

3．所得制限限度額（平成24年度６月分の手当より）

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
０ 人	622.0	833.3
１ 人	660.0	875.6
２ 人	698.0	917.8
３ 人	736.0	960.0
４ 人	774.0	1002.1
５ 人	812.0	1042.1

※「収入の目安」は、給与収入のみで計算していますので、ご注意ください。

（注）

1．所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額（所得額ベース）は、上記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族１人につき６万円を加算した額。

2．扶養親族数が６人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、５人を超えた１人につき38万円（扶養親族等が老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

児童手当に関するお問い合わせ先

役場住民課国保年金係 ☎２－３４０６

「ひやまshowがいウィーク2015」

檜山振興局では、障がい者福祉の周知を目的として、上記イベントを次のとおり開催します。

期 間：平成27年９月７日(月)から９月11日(金)まで
時 間：10時から16時まで
（パンの販売は11時から完売時終了）
場 所：北海道檜山振興局内１階ロビー、４階講堂
内 容：障がい者就労支援事業所による展示・販売等
お問い合わせ先：江差町字陣屋町336－３
檜山振興局保健環境部社会福祉課
☎0139－52－6651

住民票の「方書」の表示について

◎「方書（かたがき）」とは

団地やアパートなどの集合住宅の建物名、居室番号などのことで、地番の後ろに表示されるものです。番地までの表示では不明確であるとき、それを明確にするために住所の一部として登録し、住民票・印鑑証明書・戸籍の附票等に記載します。平成27年４月から転入・転居等で住民異動のあった方で、アパートや集合住宅に住んでいる方にはすでに方書（アパート名・居室番号）を表示しております。

以前から住んでいる方で、方書の記載を希望される方は、下記の書類等ををお持ちのうえ、役場総務課戸籍係または青苗支所にて手続きをお願いいたします。

※お持ちいただくもの

○本人確認書類（運転免許証、保険証、住基カード等）
○印鑑

「障がい者雇用促進フェア2015」開催のお知らせ

ハローワーク函館では、障がいのある方々の就職支援のため、企業との面接や情報交換の場として「障がい者雇用促進フェア２０１５」を開催します。求職活動中の障がい者の方や障がい者雇用をお考えの事業主の皆様の積極的な参加をお待ちしています。

●日 時：平成27年10月６日(火) 午後１時30分～午後３時30分まで
●場 所：花びしホテル 芙蓉の間（函館市湯川町１丁目16－18）

※お問い合わせ先：ハローワーク函館（函館公共職業安定所）専門援助部門 みどりのコーナー
☎0138－26－0735（部門コード44＃）

広告

医療法人社団 陵仁会
【診療科目】産科・婦人科 小児科隣接
えんどう桔梗マタニティクリニック
産科・最新4D超音波・婦人科他(産前・産後の教室も充実)
院長 遠藤 力 副院長 白戸 智洋

【診療時間】	日(第2・4)	月	火	水	木	金	土
午前(9:00~12:00)	●	●	●	●	●	●	●
午後(14:30~18:00)	休診	●	●	手術日	●	●	休診
休診	日曜(第1・3・5)・祝祭日						

LDR(分娩室)リニューアル 和室病室も新設 産前・産後ケア充実
9月の日曜診療は、13日・27日になります。
入院設備完備

初診の方でもPC、携帯、スマートフォンから24時間外来事前受付、分娩希望受付可。
問診票ダウンロード可。予約なしの来院も可。
ホームページ内のメールフォームからのご質問は24時間可。電話問い合わせ可(診療時間内)。
函館市桔梗5丁目7-15 (桔梗駅前通り中の沢小学校前)
TEL(0138)47-3001

ホッカイドウ・ハートフル臨時支援事業
こんにちは赤ちゃん・プレママ臨時サポート事業

重度の要介護の方　**障がい者の方**　**妊産婦の方**

に商品券（5,000円分）を配布します

今年度、北海道庁では経済的な負担を軽減するため、一定の要件を満たした要介護の方・障がい者の方・妊産婦の方で、申請をされた方に対して北海道内の取扱店でご利用頂ける商品券（5,000円分）を配布いたします。

給付対象の方

（要介護・障がい者の方）

・平成27年４月１日時点で北海道または道内市町村が認定している次の項目に該当する方

1．要介護認定３以上の方
2．障害支援（程度）区分４以上の方
3．特別障害者手当受給者の方
4．経過的福祉手当受給者の方
5．特別児童扶養手当受給者の方

（妊産婦の方）

平成27年１月１日～平成27年12月31日までの期間に「母子健康手帳」を交付された方で、申請時に北海道内に居住している方

申請方法

（要介護・障がい者の方）

事務局より「事業案内兼交付申請書」が送付されます。
「申請書」を返信していただくことにより商品券をお送りいたします。

（妊産婦の方）

「母子健康手帳」交付時に市区町村の各担当窓口より「商品券交付申請書」封筒を受け取り、「申請書」を返信していただくことにより商品券をお送りいたします。
（既に「母子健康手帳」の交付を受けている方は各市区町村の担当窓口より「母子健康手帳」を提示のうえ、「商品券交付申請書」をお受けとり下さい）

商品券ご利用期間

平成27年10月１日～平成28年１月31日
このほか、詳細は特設ホームページ（http://www.heartful-premama-h）をご覧下さい。

町有財産売却についてのお知らせ

町ではこの度、遊休資産である土地付建物物件を売却することとしました。詳細については下記のとおりです。

～ 申し込みの方法・条件等 ～

※重要事項ですので、よくお読みください

１．申込者の資格等

⑴　申込者の資格

①　申し込みは個人・法人を問いません。

②　渡島・檜山地方に住所を有し、課税されている市区町村に税金の滞納がないこと。

③　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項各号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これに類する業の用に供しない者。

④　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に供しない者。

⑤　当該申し込みにかかる契約を締結する資格等が有すると認められない者。

２．申込方法

⑴　申請書の提出

「町有財産買受申請書」を申込者が持参してください。（様式は町ＨＰ、または役場窓口で入手可）
ただし、奥尻町以外にお住まいの方は郵送での受付もします。

⑵　添付書類

個人の場合：「住民票抄本（１通）」「印鑑証明書（１通）」「本籍地の市町村で発行する身分証明書（１通）」
法人の場合：「登記事項証明書（1通）」　※発行後３ヶ月以内のもの「印鑑証明書（１通）」

⑶　申込期間

平成27年９月１日㈫～９月30日㈬まで
受付時間は土日祝日を除く午前８時30分から５時15分まで

⑷　申込み・問い合わせ先

奥尻町役場　1階　総務課管財係
〒043-1498　北海道奥尻郡奥尻町字奥尻806番地
☎01397－2－3111（内線 112）

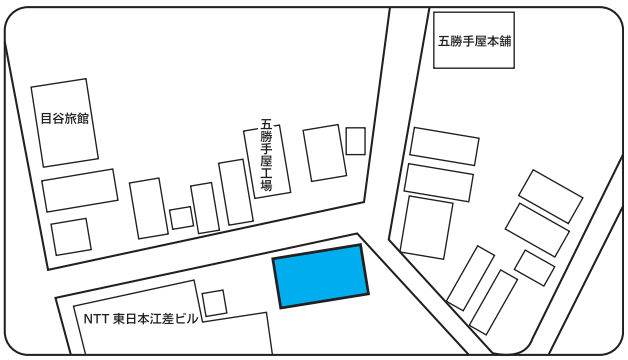

▲物件所在地参考資料

【土　地】

所　在　地	檜山郡江差町字橋本町18番地
地目及び地積	宅地　811.77㎡

【建　物】

名　　称	旧滄風寮
構造及び延床面積	木造２階建て　496.13㎡

◎最低売却額　７００,０００円